

三木市記者発表資料 (令和8年5月26日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 環境政策課	課長 石川孔明 (内線 2380)	環境政策係	0794-82-2000 (内線 2389)

タイトル
生ごみ処理機等購入補助事業 生ごみ処理機等の購入にかかる費用の補助を開始
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・「三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」に基づき、市民、事業者、行政の連携によって、ごみの減量化及び再資源化を推進しています。 ・補助対象機器等の購入補助を行うことで、市民の環境に対する意識の醸成を図り、更なるごみの減量化と、ごみの焼却時に発生する二酸化炭素排出量の削減を推進します。
説明文
<p>ごみの焼却処分の際に発生する二酸化炭素の発生抑制による地球温暖化防止をはじめとした、脱炭素につながる運動「デコ活」の推進の一環として、生ごみの減量化、再資源化を促し、ごみの減量化を推進することを目的とし、生ごみ処理機等の購入にかかる費用の一部を補助します。</p>
1 期 間 <ol style="list-style-type: none"> (1) 購入設置 令和8年6月1日（月）～令和8年12月31日（木） (2) 申請受付 令和8年6月1日（月）～令和9年2月26日（金） <p>※ 予算枠に到達次第、終了する予定です。</p>
2 対 象 者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内に住所を有する者であって、当該住所に現に居住するもの又は市内に住所及び主たる事業所を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人であって、市内で事業を営むもの (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 暴力団員等でないこと。 (4) 他の助成金、補助金等の交付を受けていないこと。
3 対象機器等（生ごみ乾燥機、コンポスト容器） <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭又は事業所から排出される生ごみを処理する機器等であること。 (2) 手動若しくは電動により、加熱若しくは乾燥により生ごみを減量化する機器又は攪拌し、又は微生物を投入し醗酵促進を行うことにより粉碎、分解、消滅若しくは堆肥化を行う容器であること。 (3) 市内に所在する家電販売店の実店舗で購入したこと。 <p>※ 詳細は市ホームページをご参照ください。</p>

4 補助金額

補助対象経費の50%（上限30,000円、百円未満切捨て）

※ 補助対象経費とは、購入に要した費用のうち機器等の本体の消費税込みの金額です。ただし、配送料、延長保証料、値引き、ポイント利用分などは対象外です。

5 申請について

補助要件や必要書類などの詳細を市ホームページからご確認ください。
申請様式は、ダウンロードいただくか、担当窓口までお越しください。

6 ホームページ

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/22/79578.html>



本案件は次のSDGs目標に関連します。

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を

